附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

2　地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	
（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務） **第九条**　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。第三号及び第四号において同じ。）に係る輸出移動書類及び輸入移動書類に係る届出の受理に関すること。 三　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく再生利用等事業者に関すること。 四～七　（略） 八　廃棄物（廃棄物処理法に規定する廃棄物をいう。第十一号及び第三十六号において同じ。）の輸入及び輸出に関すること。 九～三十六　（略） （環境対策課の所掌事務） **第十条**　（略） 2　北海道地方環境事務所の環境対策課は、前項各号に掲げる事務のほか、第九条各号（第十三号を除く。）に掲げる事務をつかさどる。 （管轄区域の特例） **第五十二条**　（略）	
事務	地方環境事務所
第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十六号まで、第十条第一項第一号から第二十一号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及	東北地方環境事務所
	区域
	福島県内の区域

改正前	
（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務） **第九条**　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。次号において同じ。）に係る輸出移動書類及び輸入移動書類に係る届出の受理に関すること。 （新設） 三～六　（略） 七　廃棄物（廃棄物処理法に規定する廃棄物をいう。第十号及び第三十五号において同じ。）の輸入及び輸出に関すること。 八～三十五　（略） （環境対策課の所掌事務） **第十条**　（略） 2　北海道地方環境事務所の環境対策課は、前項各号に掲げる事務のほか、第九条各号（第十二号を除く。）に掲げる事務をつかさどる。 （管轄区域の特例） **第五十二条**　（略）	
事務	地方環境事務所
第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第十一号まで及び第十九号から第三十五号まで、第十条第一項第一号から第二十一号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及	東北地方環境事務所
	区域
	福島県内の区域